

団体の概要

(令和 7年 1月 20日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまちょうじゅかい) 社会福祉法人 横浜長寿会			
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒247-0024 神奈川県横浜市栄区野七理1丁目36番1号			
設立年月日	昭和58年 3月 17日			
沿革	昭和58年 9月 特別養護老人ホーム上郷苑開設（定員100名） 平成2年 4月 老人デイサービス事業開始（定員20名） 平成9年 9月 横浜市洋光台地域ケアプラザ運営受託 平成12年 4月 金沢ショートステイセンター開設（定員50名） 平成18年 3月 グループホームぬくもりの家・金沢文庫開設（定員9名） 平成20年 7月 上郷苑ユニット型施設増築（定員85名）			
事業内容等	<ol style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム上郷苑設置運営 <ul style="list-style-type: none"> 老人短期入所事業 老人デイサービス事業 居宅介護支援事業 横浜市洋光台地域ケアプラザ運営 <ul style="list-style-type: none"> 老人デイサービス事業 地域包括支援センター事業 居宅介護支援事業 金沢ショートステイセンター設置運営 <ul style="list-style-type: none"> 老人短期入所事業 グループホームぬくもりの家・金沢文庫運営 <ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型老人共同生活援助事業 			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
	総収入	1,445,350,619円	1,490,017,658円	1,635,037,482円
	総支出	1,486,158,345円	1,514,222,033円	1,624,039,922円
	当期収支差額	-40,807,726円	-24,204,375円	10,997,560円

	次期繰越収支差額	237,100,553 円	212,896,178 円	223,893,738 円
連絡担当者				
特記事項				

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

近年、8050問題、引きこもり、セルフネグレクトなど福祉ニーズの多様化と地縁、血縁などの希薄化を受けて、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現のために、地域ケアプラザの果たす役割はとても重要です。地域ケアプラザの役割は、『地域との良好な関係作りを大切にしながら、我が事・まるごとの地域づくりに貢献する』ことだと考えています。高齢者、障害者、子ども、外国籍の方など、誰もが住みやすい洋光台を実現するための主な取組みは以下のものです。

- ・総合相談（地域の相談窓口としてのワンストップサービスの充実）
- ・高齢者支援（総合相談、認知症支援、サービス調整、地域のネットワーク構築）
- ・介護予防事業の強化（元気づくりステーションの活動支援や健康体操の普及等）
- ・権利擁護（成年後見制度利用支援、虐待防止の取組、消費者被害防止の普及・啓発）
- ・子育て支援（子育て支援事業の実施、子どもの居場所づくり支援）
- ・障害児者支援事業の実施（障害児者の活動機会、地域住民との交流を目的とした事業等）
- ・生活支援・互助の推進（地域の食事会やサロンの支援とその開発、地域活動団体の支援・協力）
- ・ボランティアを含めた担い手の育成（地域活動ネットワーク・洋光台わっふるの開催等）
- ・世代間交流の推進（世代間交流を目的とした事業の実施、地域住民主体の青少年育成の取組に対する支援・協力）
- ・福祉教育の推進（認知症サポーター養成講座等の開催、福祉体験・実習の受け入れ）
- ・福祉避難所の開設・運営（大規模災害発災時の速やかな開設）

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

集合住宅と戸建てが混在し、駅周辺には商業地がある洋光台地区は、造成されてから50年が経過し、高齢化が進み世代交代が始まっています。高齢化率は31.9%（令和6年3月31日現在）と、磯子区内で最も高く、特に2丁目と5丁目では39%を超えており、ほぼ4割の人が高齢者という状況です。近隣に血縁者がいない高齢世帯（単身世帯を含む）も多く、見守り支援など地域での支え合いの体制が課題となっています。

地域の動きとしては、2011年からUR・神奈川県・横浜市を中心とした地域再生プロジェクト（ルネッサンス in 洋光台）が展開されています。その中で、駅前広場の整備や『CCラボ』（地域住民に開かれた活動スペース）、『まちまど』（地域住民のための活動情報提供窓口）、『シェアベース』（キ

ツチンを備えたコミュニティースペース）などの地域に開かれたスペースの整備、洋光台北団地の芝生広場整備などに繋がりました。平行して 2013 年から洋光台まちづくりアンケートが実施されており、直近では 2023 年に第 4 回アンケートが実施されました。その結果では、まちの魅力として〈安心・安全な環境〉〈街並み・自然環境〉を挙げた人が多く、約 80% の人が洋光台に〈住み続けたい〉〈暮らしに満足〉と答えています。大小の公園が多く緑豊かなところを評価し、洋光台に愛着を持っている方が多いことが分かります。一方、飲食店や駅前商店の閉店により街の活気が減っているという意見が多くあり、コロナで自宅時間が増えた影響で、〈買い物等の利便性〉に着目しての意見が多数みられました。

また、洋光台の特徴として、地域の活動が活発であることがあげられます。自治町内会をはじめ、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動、スイッチ ON 磯子（磯子区地域福祉保健計画）の洋光台の取組、様々な地域活動団体でも見守り支援体制が強化され、高齢者の食事会や交流サロン、元気づくりステーションなどの活動も展開されており、その活動支援に取り組みます。

一方、子育て世帯も一定数居住しており、洋光台全体で子育て支援のニーズがあると認識しています。地域の子育て支援団体と協働で事業を展開し、『子育てしやすいまち洋光台』、『将来子どもたちが戻ってきたくなるまち洋光台』を目指します。

2020 年以降新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動全般がストップしていましたが、かなり活動が再開してきています。しかし、中断期間を経て休止・中止に至った活動や、担い手の高齢化から継続に課題のある活動もあります。今後の地域ケアプラザの関わりとしては、既存の地域活動の活動支援と合わせてより一層地域のニーズを踏まえた新しい活動の創出に向けた働きかけが必要だと考えています。また、自治会が解散した地域に対して、地域でのつながりづくりや住民の自主的な活動につながるような事業にも取り組みたいと考えています。

（3）担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・自治町内会

高齢者を含めた住民についての相談・支援や、防災の取組、まちづくり協議会への参加などを通じて連携を図ります。また、連合自治町内会や各自治会の行事にも積極的に参加し、地域との良好な関係から自治町内会活動を支援します。

- ・地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会の活動（洋光台フィットネスやひとり暮らし高齢者への年賀状送付、洋光台おすそわけ便など）に協力します。地域の課題についての情報交換や情報提供を行い、連携を図ります。

- ・地区民生委員児童委員協議会

個別支援を通じての連携や、定例会での情報交換や情報提供、委員を対象とした研修を開催します。ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業では、協力して訪問します。

- ・行政

総合相談や地域の課題について日常的に情報共有し、定例カンファレンスを通じて連携して対応します。地域支援チーム会議を通じて、連携して地域の課題について検討します。

・区社会福祉協議会

小中学校の福祉教育に共同で取り組みます。地域福祉保健計画の洋光台地区推進協議会に参加し、各自治町内会や推進団体を積極的に支援していきます。

・区内他ケアプラザ

各職種連絡会や所長会を通じてお互いに情報交換を図り、共通課題や個別の課題の解決に努めます。区内主任ケアマネジャー連絡会による合同ケアマネサロンなど、課題に対して共同で取り組みます。

(4) 合築施設との連携について ***根岸地域ケアプラザ（市民利用施設との合築の施設）のみ**

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

経営理念と経営基本方針、業務実績については以下の通りです。

経営理念

- ・ 幸福を追求
- ・ 時代を創造

経営基本方針

- ・ 総合的な地域の福祉サービス拠点として、利用者及び地域のニーズに応じた良質なサービスを提供する。
- ・ 良質なサービスは丁寧で親切なサービス、やさしく心のこもったサービス、確かに安心なサービスを基本姿勢として提供する。
- ・ 個人は向上心を持って努力し、組織は人材育成に力を注いで、お互いの成長を図っていく。
- ・ 経営資源を有効に活用して、事業活動を推進する。

業務実績

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム設置経営（上郷苑）

(2) 第二種社会福祉事業

老人短期入所事業（上郷苑）

老人デイサービス事業（上郷苑）

老人短期入所施設設置経営（金沢ショートステイセンター）

（2）財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算執行状況について、令和3年度は、新型コロナ感染の影響（特に在宅サービスでのクラスターによるサービスの中止や利用控え等）が大きく、予想以上に厳しい状況でしたが、前期からは、事業活動収支差額、当期資金収支差額からも財務的には問題はないと考えます。

また消費税や社会保険料・労働保険料等の公租公課の滞納もなく、福祉医療機構・金融機関への返済の滞納・遅延もありません。

3 職員配置及び育成

（1）地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

- ・職員の確保・配置については、前期指定管理にて実施した事業を継続しますので、基本的には現有職員（常勤・非常勤職員）の配置をします。
- ・地域ケアプラザの職員配置は専門職種が多く存在することから、その確保については困難さがありますが、欠員が生じた場合等には、速やかに配置転換や新規採用を実施します。
- ・地域ケアプラザは総合相談窓口（ワンストップサービス）としての機能があることから、夜間休日を含むすべての開館時間帯に常勤の相談員を配置して、適切な相談受付ができる体制を整えます。

（2）育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ・全職員を対象に、接遇マナー、人権尊重、個人情報保護、倫理及び法令遵守、非常災害時対応、感染症予防、BCPについての研修を行います。
- ・新任職員から中堅・管理的な職員まで、全職員が研修が受けられるように、OJT研修も含めた内部研修と外部研修を取り入れた研修計画を毎年作成します。
- ・職員自らが学びたいテーマを考えて個別研修計画書を作成し、研修参加や自主学習を通じて積極的に学び成長する機会とします。
- ・年に一回所長による個人面談を実施し、職員の思いをくみ取るとともに、個々の課題の改善につなげます。
- ・地域ケアプラザの機能を発揮するためには、職員間の良好な人間関係が欠かせないため、人材の育成にあたってはその視点も大切に取り組みます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

施設を安全そして快適に利用できるように、建物や諸設備の維持管理を適切に実施します。設備点検については、基本協定書に定められた項目について専門業者による点検を行うとともに、職員による建物設備点検を実施します。

また異状が認められた場合は、区役所と協議の上速やかに補修・修理を行います。

- ◆施設内諸施設点検（毎月） ◆エレベータ一点検（毎月） ◆電気設備点検（毎月）
- ◆消防設備点検（年2回） ◆自動ドア点検（年3回） ◆空調機器点検（年3回）
- ◆床清掃（隔月） ◆植栽管理 ◆建築設備点検 等

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

- ・事故防止については、各部門での事故発生リスク（設備管理、衛生管理、個人情報管理、介護業務、運転業務等）を十分に把握しながら安全管理を行い、事故発生防止に取り組みます。また通所介護ではその発生リスクが高いことから、事故防止検討委員会にて事故（ヒヤリハット事例を含む）の原因分析、対策の検討を行い、再発防止に取り組みます。
- ・毎月開催の運営推進会議にて、通所介護を含む各部門で発生した事故・ヒヤリハット事例を施設全体で共有し、再発防止に取り組みます。
- ・急病人やけが人があった場合、必要に応じて応急処置を行い家族等へ連絡するとともに、状況によっては主治医への連絡、救急車の手配や病院への搬送等を行います。またAEDの取扱研修等を毎年実施します。
- ・事故等発生時には迅速に市・区への報告を行います。
- ・防犯については、施設の閉館時間帯の警備（機械警備）を警備会社に委託します。緊急時には警備会社や警察と連携を図りながら対応します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- ・火災や震災等緊急時の備えとして消防計画や対応マニュアル等を策定し、年2回の防災訓練（避難・消火・通報訓練等）を実施します。

- ・震災等の災害時には施設管理者を中心とした災害対策本部を設置して対応します。市・区の要請を受けて福祉避難場所を開設し、状況に応じた迅速かつ適切な対応をすることでその機能を果たします。
- ・災害時の連絡方法として、職員の安否情報確認システムを導入しています。閉館時も含めた発災時に、被災状況・収集可否の報告、収集要請などをスマートフォンアプリで行うもので、その操作に慣れるよう日頃から職員への一斉連絡等に活用しています。
- ・職員の収集基準を震度5強以上とし、年に1回災害時対応研修（運営シミュレーション訓練）を行います。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- ・同じ町内会にある洋光台第四小学校地域防災拠点の実行委員会や拠点開設訓練に運営委員として参加し、地域防災拠点、地域の防災担当者との協力体制、顔の見える関係づくりを図っています。
- ・災害備蓄としては、デイサービス利用者が帰宅困難となった場合に備え、福祉避難所の備蓄以外に利用者と職員の3食分の食料を備蓄しています。期限が切れる前に利用者と試食し、職員・利用者ともに防災意識を高めるよう心がけています。
- ・各部門ごとの自然災害と感染症に対するBCP（業務継続計画）を策定し、継続的に研修・訓練・見直しを行い、災害発生時に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・地域ケアプラザが地域の福祉・保健活動の拠点としての機能を十分に發揮するために、貸館業務や地域活動の支援において、特定の団体や市民に偏ることなく、公正中立な立場で対応します。
- ・地域包括支援センターと居宅介護支援事業において、介護保険サービス等を調整する際、自法人を含めた特定の介護保険サービス事業所に偏ることがないように、リスト等を用いて公正中立に情報提供します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- ・利用者ニーズの把握については、年1回全事業で利用者アンケートを実施します。また、各種講座等でもアンケートを実施して、利用者の声を把握します。様々な利用者の声から改善が必要な内容については、各事業担当者や職員会議の中で改善策を検討して、利用者の声に応えます。

- ・部門毎に苦情解決責任者を配置して苦情窓口を設置します。また館内1階ロビーに「ご意見箱」を設置して、利用者からの意見を求めます。
- ・要望や苦情はサービス改善の提言であると捉え、各職員や窓口担当者がその内容を真摯に受け止めて、毎月開催の苦情検討委員会にてその課題の分析と改善策を検討し、より一層質の高いサービスに繋げます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

- ・個人情報保護に関して、運営法人の個人情報基本方針に沿って対応します。また『横浜市個人情報の保護に関する条例』や『個人情報管理マニュアル』を全職員に周知するため、個人情報保護研修を開催します。個人情報チェックシートの活用により理解度チェックを毎年実施します。日常的に多くの個人情報を取り扱う業務の性格上、十分な管理体制をとっていますが、個人情報記載の書類の郵送や配布時の事故の発生リスクが高いことから、この点についての管理体制を強化します。
- ・法人の運営状況については、施設内に各年度の事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算報告書を設置することで、いつでも閲覧できるようにします。さらに運営法人のホームページを活用した情報公開に向けて取り組みます。
- ・人権尊重の取組としては、毎年全職員対象の人権研修を実施します。また、日々の業務や相談の中で把握した高齢者虐待や児童虐待について、行政と連携し適切な対応をします。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要な施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

- ・横浜市地球温暖化対策実行計画を推進する上でも、ゴミの分別・リサイクルはもちろんのこと、ゴミの抑制にも取り組みます。具体的にはペーパーの再利用や物品の修理等に努め、ペットボトルキャップやインクカートリッジの回収事業に協力します。また、改訂されたプラスチックごみの分別ルールに関するポスター等を掲示し、資源循環局のリサイクル推進に協力します。
- ・省エネルギーへの取り組みについては、施設内の適正な室温管理や照明の小まめな消灯に取り組み、また水道節水装置や電力使用量監視システムの導入を行います。
- ・横浜市の市内中小企業振興条例の方針に沿って、修繕や物品、委託業務の発注の際は市内中小企業への優先発注に努めます。
- ・男女共同参画推進については、地域包括支援センターへのDV関連相談も増加しており、相談を通じてその支援に取り組みます。また、地域との接点の少ない男性の地域活動への参画を進めます。雇用の面では、時短勤務や育児休暇・介護休暇取得の奨励など、ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境を整備します。

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- ・施設の稼働率向上の為には、まず施設を快適に利用できるよう取り組むことが必要です。利用者のニーズに沿った備品を備え、使いやすい環境を整備します。さらに職員の接遇マナー向上や利用に際しての柔軟な対応など、気持ちよく利用できる環境をつくり、稼働率向上を図ります。
- ・効率的な施設貸出方法については、令和6年4月に改訂された横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアルに沿って貸室の運営を行います。予約希望が競合した場合は使用回数等を考慮して調整し、別日程での提案等も行うことにより多くの団体が利用できるよう配慮します。
- ・利用者の有益な情報提供については、広報紙やチラシの配布と回覧、地域の関連しせつへの配架をメインに行っていましたが、Facebook・Instagram・公式LINE等SNSの活用し、多くの人に情報が届くようあらゆる方法で情報提供していきます。また、ウェブアクセシビリティを考慮した法人ホームページでも情報発信していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

高齢者、子ども、障害各分野での総合的な相談窓口として、電話・来所での相談を受け、適切な窓口を紹介するなどの情報提供及び支援をします。また内容によって区役所各課、自治会、民児協、URや市営団地管理事務所、地域の相談機関（区社協、基幹相談支援センター等）との連携を図りながら、迅速かつ丁寧に対応します。また窓口には相談に活用できるよう、各種資料を整備して適切な情報提供をします。

高齢者

地域包括支援センターとしての機能を十分に活かしながら、窓口、訪問の両面による相談の中で適切な情報提供（公的介護保険のみならず障害福祉や生活困窮関連、民間自費サービス、地域活動サークル等）をします。

子ども

地域活動交流・生活支援コーディネーターを中心に、主にケアプラザの子育て支援事業の中でケアプラザ事業や区役所、関係機関や団体の事業チラシを受付場所で配布、館内掲示する等により情報提供等をします。必要時には個人情報に配慮しながら、地域包括支援センター等と協議して適切な支援機関につなげます。

障害

基幹相談支援センターや生活支援センター、区役所と連携しながら、障害のある方の相談に対応します。「ヘルプマーク」について、ケアプラザ通信や館内掲示を活用して地域に発信するとともに希望者の安心につながるよう丁寧な対応をします。障害児余暇活動支援を通じた参加

児童の保護者への情報提供を継続します。また高齢期に達する際の障害福祉サービスから介護保険への移行がスムーズに行われるよう支援します。

多文化共生

外国にルーツのある住民からの介護に関する相談、子育て事業の参加親子は着実に増えています。当プラザのパンフレットは英語版、中国語版も作成して配架しています。多文化共生の活動をしている貸館団体の紹介のほか、いそご多文化共生ラウンジ、あーすプラザ（外国籍県民相談）についても積極的に情報提供をします。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・地域の福祉保健の拠点としての機能を十分に発揮するには、ケアプラザの各部門の連携は不可欠です。地域ケアプラザは部門ごとに多くの利用者があります。窓口や電話での利用者への対応が円滑に行えるよう、毎朝のミーティングや毎月開催の運営推進会議の中でお互いの情報を適切に共有していきます。
- ・地域包括支援センターと生活支援・地域活動交流部門においては、地域の課題把握からその解決に向けての自主事業開催や地域ネットワーク構築等は重要なので、日頃から情報共有を図り連携・協働して事業を進めていきます。また、逆に事業を通して把握したニーズを個別支援に繋げていきます。さらに所内では定期的な会議（五職種会議や運営推進会議）等にて情報共有や意見交換を行い、円滑かつ効率的な事業運営を行います。
- ・地域の関連施設とは、それぞれの事業のチラシ配架などを通じて事業の情報共有を図り、日ごろから連携を図ります。
- ・地区内の市民利用施設や地域の拠点となる施設との定例会を年数回開催します。活動団体やイベントの情報交換だけではなく、人・モノ・場所を含めて地区内で一体的に取り組みを進めるよう検討していきます。
- ・高齢者施設・住まいの相談センターの出張相談に月一回会場を提供し、総合相談の中から施設に関する内容については出張相談につなげます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域福祉（高齢者、子ども、障害者支援等）を展開する上で、地域のネットワーク構築は大変重要です。その構築のために関係機関をはじめとして、自治町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉保健団体、ボランティア団体、NPO法人等の会合への参加や各種事業を通じて情報交換や連携を図ります。

- ・地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会の活動（洋光台フィットネスやひとり暮らし高齢者への年賀状送付、洋光台おすそわけ便など）への協力から、情報交換や情報提供を行い連携を図ります。

- ・地区民生委員児童委員協議会

個別支援を通じての連携や、定例会での情報交換や情報提供、依頼を受けての研修を開催します。ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業では、協力して訪問します。

- ・洋光台まちづくり協議会

夢環境部会（子育て支援事業）、住環境整備部会、駅前商空間整備部会、それぞれの部会に、必要に応じて定例会の参加や実施事業への職員派遣をします。

- ・スイッチON磯子 洋光台地区推進協議会

協議会委員として職員が参加して、計画の推進をします。また地区推進協議会補助金対象事業への支援、会場の提供や職員の派遣等を通して連携します。

- ・保健活動推進委員

定例会に参加して保健・健康に関する情報交換や事業への協力をします。

- ・地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”（事務局は洋光台地域ケアプラザ）

地域住民同士の繋がりと情報交換等を通じての地域のネットワークを推進します。

- ・洋光台地区子育て支援連絡会

洋光台地区の子育て関連事業所間（保育所、幼稚園、保育室、親と子のつどいの広場等）での情報共有や情報交換を通して、子育て支援関連団体のネットワークを広げていきます。

- ・地域防災拠点運営委員会

地域防災拠点運営委員として会議や訓練に参加しながら、防災に関して地域住民との連携を図ります。

- ・磯子区自立支援協議会

障害児者に関わる支援機関の顔の見える関係づくり、障害者の地域生活課題について関係機関で連携して、障害者のサポート体制を作ることに協力します。

- ・ルネッサンス in 洋光台、 エリア会議

ルネッサンス in 洋光台とは、洋光台地区にあるUR団地を中心にUR都市機構、神奈川県、横浜市、磯子区が連携してまち全体の活性化を図る取組みです。取組みのひとつとして定期的に開催しているエリア会議（有識者や地域住民での協議の場）に参加し、協力してその推進を図ります。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・「区運営方針」については、その基本目標（地域の皆さんとともにつくる 次世代を育む笑顔あふれるまち・いそご）、施策（安全・安心なまち、ともに支えあう暮らしやすいまち、地域の力と魅力にあふれるまち）に沿ってケアプラザの役割を果たしていきます。具体的には区役所主催の事業への参画や地域関係団体等の活動支援、またケアプラザでの事業としても取組み

をします。

(元気づくりステーション運営支援、介護予防連続講座、子育て支援関連事業、学習支援事業等、災害時対応関連講座)

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- ・区地域福祉保健計画の策定・推進の一員として、区全体の会議に出席します。洋光台地区計画の推進については、推進協議会全体会において、各自治町内会や推進団体の取組みを把握し、会場提供や職員派遣等による支援をします。スイッチON補助事業「洋光台フィットネス」、「歌声喫茶」などは運営を含めた活動支援を行い、その他自治会中心の事業にも職員が参加することで活動を支援します。ケアプラザ広報誌やそれぞれの事業の中で広く計画の内容や趣旨について伝え、機会をとらえてその普及啓発に努めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- ・高齢者支援事業、子ども・子育て支援事業、障害児者支援事業、地域支援事業の4本柱で事業を実施します。そのうえで、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協力し、地域の状況に合わせた事業を行います。

【高齢者支援事業】

- ・介護予防の機会と交流の機会を提供します。具体的には、洋光台フィットネスサロンの活動支援、高齢者向けの体操教室の継続支援をします。
- ・よこはまシニアボランティアポイントを活用しながら高齢者の活躍・生きがいの場づくりを進めます。

【子育て・こども】

- ・子育て関連事業の充実、子育て関連団体との連携により、『子育てしやすいまち洋光台』を目指します。
- ・親子の交流スペース「ぷらっと」を開催し、ママ友づくりや地域とのつながりづくり、地域活動団体の活躍の場づくりを進めます。
- ・洋光台地区北側での子育て広場「洋光台ちびっこ広場」を、いそピヨ・子育てキディ洋光台・親と子のつどいの広場 Kids スペース マカナと共に開催します。引き続き子育て中の親子がより身近な場所で活動できるようにしていきます。
- ・洋光台地区子育て支援連絡会と協働し「あおぞらぷらっと」を開催します。引き続き子育て支

援機関同士の顔の見えるネットワークづくりを行います。

【障害】

- ・障害者の居場所や地域とのつながりの場づくりとして、地域ボランティアとともに「ぼくらのピース」を開催します。以前は障害児の余暇支援事業でしたが、就労後の活動機会が少ないという声を受け、内容をリニューアルして開催し、地域での見守り体制づくりの一助となるよう努めます。

【地域支援】

- ・前身のボランティアネットワークから発展した、「地域活動ネットワーク・洋光台“わっふる”」の活動を支援します。「洋光台で活動する人と住んでいる人をつなぐ」、「世代を超えた交流」、「新しいつながりづくり」を柱とした事業の企画・運営を、地域住民と協力して行います。
- ・住民同士のつながりづくりと防災力アップを目的に、磯子区役所総務課や防災に関連した企業と協働し防災講座を開催します。
- ・磯子図書館から遠く地域に本屋も少ないことから、館内に「おさんぽ文庫」「まちライブラリー」を設置運営します。また、「おさんぽマップ」の配布、本と遊びをテーマにした近隣企業・団体との共催イベント「あおぞらと芝生と本」を実施し、図書に触れる機会を創ります。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

- ・貸館に関する案内を写真付きで広報誌やSNS等に掲載し、利用につながるようPRを行います。予約方法などを工夫して、多くの団体が貸室を活用できるようにしていきます。
- ・福祉保健団体（団体Ⅱ）に向け、地域活動への意識付けを積極的に行います。具体的には、ディサービスでのボランティアやケアプラザ隣接の歩道の清掃を案内したり、地域活動ネットワーク・わっふるを通した団体同士のつながりづくりにつなげます。また、広く参加者を募集するため、地域活動団体の紹介やチラシの掲示・配架を行い周知を進めます。
- ・利用者の意見を反映できるよう年1回アンケートを実施し、利用しやすい施設づくりに努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

- ・生活支援コーディネーターと地域活動コーディネーターが協力し、ボランティア登録や育成、コーディネートを行います。
- ・シニアボランティア登録施設として、研修会の実施、ボランティア活動を支援します。そのうえで、ボランティア活動の案内の仕方も工夫していきます。
- ・交流サロンの運営、子育て支援事業、世代間交流事業等、事業やイベントへのボランティア参加を依頼し、地域力アップにつなげていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・『地域活動ネットワーク・洋光台わっふる』を、住民同士の交流の場・情報交換の場として、様々な人や団体に活用してもらえるよう工夫して支援していきます。
- ・地域支援チーム（区・区社協・ケアプラザ）でケアプラザの持つ情報を提供し、会議で得た情報をケアプラザ全体で整理して活用します。地域支援チームでは、アセスメントシートや洋光台全体の地図などの活用も検討していきます。
- ・スイッチ ON 洋光台の進捗状況等を区役所や区社協と共有し、広報誌等で地域住民に積極的に伝えていきます。
- ・ケアプラザ通信を年4回発行します。より見やすく、より地域住民が知りたい内容を掲載できるよう、引き続き内容や発行回数の検討を行います。そのうえで、多くの方に情報が届くよう、区役所や区社協などの関係機関だけではなく、結カフェ・まちまど・まる然など様々な場所に配架を依頼します。SNS や HP を活用し、事業案内と実施報告、地域の取組みの発信についても力を入れていきます。また、関係機関のチラシや案内をケアプラザの玄関に配架して情報提供します。
- ・地域で行われている活動（サロン、自治町内会活動等）から情報を引き続き収集します。

（3）生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ・各自治町内会・老人クラブ・地域活動団体などに参加して、地域の方との関係を築きながら、高齢者やその周辺の人達の生活上のニーズを把握していきます。地域での挨拶や立ち話、茶話会の中で得られた情報を記録やアセスメントシートに残し、課題を分析していきます。
- ・地域包括支援センターが受けた総合相談の内容を、日常的に共有することで、地域ケアプラザ全体で地域の高齢者の生活課題を把握・分析します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・洋光台のNPO法人やコミュニティカフェ運営団体、まちまど（地域住民のための活動情報提供窓口）等と定期的に情報交換を行い、事業に参加する中で社会資源の把握・分析を行います。
- ・地域包括支援センターと地域交流コーディネーターと連携し、これまで関わりのなかった団体

との顔の見える関係づくりを進め、お互いに出来ることの検討に向けて働きかけます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

- ・高齢者が孤立することなく、生きがいや役割を持って暮らし続けられるよう、地域の実情に沿った方法を地域の方と一緒に考えながら支え合いの地域づくりを推進します。
- ・地域の様々な活動に積極的に参加して高齢者の生活上のニーズを把握し、社会資源の把握・分析も踏まえたうえで、地域活動・サービスの創出を見越した協議体を開催します。
- ・これまでの協議体の中で地域住民と協働で発行した『洋光台版困った時の情報ガイド』の内容を、定期的に協議体で見直して改訂します。

エ 高齢者的生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者的生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

- ・高齢者的生活上のニーズと多様な主体による活動・社会資源を把握・分析し、地域における必要な取り組みに繋げます。
- ・サービスB実施団体(we can クラブ・まちまどサロン)との情報共有や情報交換を通じて、活動が継続できるよう支援していきます。
- ・男性の地域活動団体『洋光台まちづくりネットワーク【チームGO!○(ごえん)】』が、高齢者の戸建住宅の草刈りやゴミ拾いなどの活動を展開しています。住民同士のつながりづくりも目的としており、引き続き地域活動団体として主体的に取組みが進められるよう支援します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域の身近なワンストップ総合相談窓口として、柔軟で丁寧な対応をモットーに、適切なサービスや関係機関に繋ぎながら支援します。相談内容は複雑化しており、高齢者とその世帯の困り事に応じて、公的介護保険のみならず、障害福祉、生活困窮、児童福祉や多文化共生など様々な機関とのネットワークを活用して、重層的なチーム支援を展開します。
- ・UR都市機構の管理事務所、団地生活支援アドバイザー、建て替えがすすめられている市営住宅の保全協会との連携支援を継続します。
- ・支援が必要であっても自ら出向くことが困難な方へは、積極的なアウトリーチ(訪問)により支援をします。

- ・「窓口当番」「地域包括支援センタ一日誌」「包括台帳（1998年～）」により相談体制を確保します。
- ・支援にあたっては、社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーの三職種だけではなく、他部署と連携・協力しながら対応します。特に、五職種が一つの部署組織である強みを活かして、相談傾向と地域課題を日々共有しながら、個別支援と事業展開の連動に努めます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・認知症サポーター養成講座は、企業における接客業務研修、小中学校における人権教育などの明確な学習目的で依頼を受けることが増えています。地域活動交流・生活支援コーディネーターと協力して、対象者や学習目的に沿った認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識、認知症の人と家族を理解する機会を提供します。
- ・個別相談、地域での出前講座、ケアマネサロンや地域ケア会議等を通じ、「チームオレンジ」をはじめ、「磯子区認知症高齢者等あんしんネットワーク」「もの忘れ検診」の普及啓発・推進を行います。
- ・「RUN 伴（認知症の人や家族、支援者、地域の人がタスキをつなぐ普及啓発イベント）」において、例年、港南区・磯子区の合同チームのスタート地点となっています。幅広い年代の住民と関係各所に呼びかけて参加者および拠点を増やし、RUN 伴を通じて認知症の人と家族が安心して生活できる地域づくりを目指します。
- ・認知症でかつ緊急度の高いケースについて、磯子区認知症初期集中支援チームと連携し対応していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ・地域特性として身寄りがないまたは疎遠である高齢者が多く、成年後見に関する相談は区内で最も多いエリアです。相談に適した権利擁護制度を見立て、相談者に分かりやすく説明します。制度につなげるだけでなく、受任後の後見人等への継続的なフォローを丁寧に行います。
- ・地域向けに磯子区版エンディングノート講座やACP講座、遺言相続講座を開催します。
- ・高齢者虐待については、ケアマネジャーとサービス事業者との連携を密接にすることで、予防への取組みをします。
- ・在宅介護者を対象にした「介護者のつどい」を開催し、介護者が一人抱え込まず悩みを共感できる機会、介護者同士の情報交換の場を提供します。洋光台ケアマネサロンで広く周知すると共に、相談ケースから個別に参加への声掛けをします。
- ・虐待に関する相談があった場合は、すべて区役所へ報告し協力して対応します。通報後の支援

については、養護者支援とチームアプローチの視点により対応します。

- ・近年急増している消費者被害に対して、地域包括支援センター、両コーディネーターと協力して地域への啓発活動を積極的に行います。対応については、相談者の心のケアに配慮しながら、磯子警察署や消費生活総合センターと連携して適切に対処します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- ・ケアマネジャーからの個別相談会を開催し、民生委員からは民児協定例会後に個別相談を受けます。支援困難な事例については同行訪問するなど、解決に向けた関係機関との連絡、調整等を行います。
- ・洋光台地域のサークル活動やインフォーマルサービスの情報をまとめたファイルを作成し、サービス担当者会議やケアマネジャーの来所時に情報提供します。情報は定期的に見直しを行います。
- ・磯子区全体の取組として「民生委員・ケアマネジャー連絡票」の活用を継続します。情報は年2回更新し、民生委員・ケアマネジャーに情報提供します。対象者の状況に応じて、民生委員とケアマネジャーが直接連絡を取り合えるよう、地域包括支援センターが橋渡しをします。また、「磯子区デイサービス・デイケアシート」を毎年更新し、担当エリアの居宅介護支援事業所、介護サービス事業所へ配布します。
- ・磯子区内地域包括支援センター共催で行う研修「ケアマネサロン拡大版」を開催します。新任ケアマネジャーの育成として、磯子区内地域包括支援センター共催で「新任ケアマネジャー研修」を行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ・地域ケアプラザ協力医による、洋光台ケアマネサロンでの研修を開催し、医療に関するアドバイスを得る機会を提供します。
- ・医療依存度が重いケースや急遽レスパイト入院が必要となったケースについて、磯子区在宅医療連携拠点「かけはし」と連携し、ケアマネジャー支援を行います。
- ・顔の見える関係づくりのため、医療関係者や保健福祉関係者を交えた、多職種での個別・包括レベル地域ケア会議を実施します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・個別ケース地域ケア会議は、洋光台の今の地域特性を代表するような個別ケースを抽出し、多

様な参加者の視点で、支援が停滞している事例、うまくいった事例を分析し、より効果的な支援の指針とします。

- ・個別ケース地域ケア会議の積み重ねにより、明らかになっていく地域課題について、包括レベル地域ケア会議を活用して、その支援体制づくりや地域に不足している社会資源、インフォーマルサービスの開発等を検討しながら、地域課題の解決に繋げていきます。テーマに応じて、地域住民・行政・福祉・医療・法律・高齢福祉以外の福祉機関など、多様な方々に参加していただき、地域づくりネットワーク構築の一助となるようグループワークを実施します。

カ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・要支援者のケアプラン作成は、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に委託して行います。本人・家族の希望やケースの概要によって委託先を選定しますが、特定の居宅介護支援事業所に偏ることなく、公正・中立に委託します。
- ・予防ケアマネジメント契約時に横浜市作成パンフレット「ケアマネジャーの業務と役割」を用いて、ケアマネジャーの役割を利用者と家族に説明します。
- ・ケアマネジャーにケアプラン作成や支援の方向性についての相談・助言を行い、利用者自らが生活の目標を設定して、できる限り自立した生活が送れるように支援します。
- ・介護予防ケアマネジメントに関する研修を行います。講義に加え実際にプランを立てることで、利用者が自分らしい生活の目標を設定し、主体的に参加や活動に取り組めるようなプラン作成を支援します。
- ・ケアマネジャーが地域活動やインフォーマルサービスを取り入れたプランを作成できるよう、地域の活動やインフォーマルサービスの情報提供を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・地域の食事会や交流サロン、地域ケアプラザでの体操教室など、あらゆる場面を活用して健康保持や介護予防のための講話、洋光台フィットネス等を実施します。
- ・洋光台の北・中・南部エリアの各拠点に出向き、フレイル予防、口腔機能向上、栄養改善の視点を取り入れた介護予防連続講座を実施し、参加者がシニアクラブや元気づくりステーション等に自主的に参加・活動できるよう、区・保健師と協力しながら支援します。
- ・既存の元気づくりステーションが安定した活動が行えるよう、区・保健師と協力しながら支援し、地域づくり型介護予防の推進に努めます。各元気づくりステーションの参加者同士の交流ができるよう、区・保健師と協力して交流会の企画運営を支援します。
- ・地域イベントに出向き、保健活動推進員やUR団地生活アドバイザー、エリアの訪問看護ステ

ーションと協力して、体力測定や健康相談を行います。

- ・地域活動交流・生活支援コーディネーターと協力し保健活動推進員の活動を側面的に支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- ・地域のワンストップ拠点として、高齢者福祉をはじめとする多様な相談を受けとめ、ひとつひとつケースを丁寧に支援して適切な機関・サービスにつなぎ、チームアプローチを心がけることで支援ネットワークをより確かに構築し広げていきます。
- ・地域ケア会議を活用して、自治町内会、UR、ボランティア、医療、介護等、多様な職種・団体のネットワークを構築します。参加メンバーの選定は、総合相談における相談傾向や地域特性に即したテーマに合わせ、地域活動交流・生活支援コーディネーターにも協力を仰ぎます。さまざまな職種・団体でのグループワークを行うことで、顔の見える関係づくり・有機的に連携出来るネットワークの構築に取り組みます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ・利用者の望む場所で最期まで自立した生活を送れるよう、家族、地域ボランティア、行政、医療などの各関係機関と連携し、高齢者のケアマネジメントを行います。サービス調整の際は、特定の事業所に偏ることなく、公正中立な立場で支援を行います。
- ・指定介護予防支援事業者とは常に情報交換を行い、暫定でサービスが必要なケースなど、迅速に対応します。
- ・地域包括支援センターと生活支援コーディネーターと情報交換し、地域づくりの視点を持って業務にあたります。
- ・事業所内や他事業所との合同事例検討会や勉強会に目的を持って参加することで、各ケアマネジャーのスキルアップを図り、より良いケアマネジメントを目指します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

*根岸・滝頭・磯子・新杉田・洋光台地域ケアプラザ（デイあり施設）のみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

《運営方針》

利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担軽減を目標に、利用者的心身の

特性を踏まえ、その有する能力に応じて、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行い、機能訓練を実施します。また、利用者の家族に対し介護方法の指導を実施します。事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。特に地域包括支援センターが併設されていることを踏まえ、緊急的な対応が必要なケースにも柔軟に対応します。

《プログラム》

・入浴

介護職員の見守りと必要な介助のもと、安全な入浴により身体の清潔保持を図ります。

・食事

栄養士の栄養管理のもと、利用者個々の摂食状態に合わせた食事形態で提供します。季節を感じられるメニュー（お鍋、お弁当（お花見や敬老の日等））などを提供します。

・機能訓練

身体機能の維持向上を目的に、利用者個々に合わせた機能訓練を行います。定期的に体力測定を行い、その効果を測ります。体操には洋光台地区オリジナルの「洋光台フィットネス」を取り入れて行います。

・レクリエーション

利用者個々の興味に応じたミニレクリエーションを通じ、利用者同士の交流を進めます。また、全体レクリエーションでは、体や頭を使うゲームや調理レク、季節の行事や工作など様々なメニューを週替わりで行います。季節を感じたり心身機能を活用することで、心身機能の維持向上を図ります。

・送迎

送迎車を使用して安全に送迎します。エレベーターのない集合住宅が多いため、階段昇降が難しい利用者には専用昇降機を使用して送迎します。利用者個々の状態・状況、家屋状況に応じて臨機応変に対応します。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

経費における人件費について、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業においては高い専門性が求められ、良質なサービスを提供するには、一定水準以上の人件費等の経費が必要となります。さらに各事業を展開する上では事務費、事業費等の経費についても、これらすべての利用者に良質なサービスを提供するには、同様に一定水準の額が必要となります。これらのこと踏まえて収支計画に示しました。

なお、地域ケアプラザ内の各事業においての設備管理、備品や消耗品等については、適正な按分により費用配分をします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

収支計画からは指定管理料について、地域包括支援センター事業が職員の専門性を担保する必要から人件費等がより必要となります。これには介護保険事業収入等利用料金の収支の活用をして対応します。また水光熱費の節減対策、メンテナンスの効率化等に取り組み等、経費が低額に抑えられよう運営面での工夫をしていきます。

指定管理料提案書
(横浜市洋光台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	12,675,000円	12,675,000円	12,675,000円	12,675,000円	12,675,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	184,500円	190,000円	190,000円	210,000円	210,000円
事業費		・自主事業費 ・運営協議会経費	□	700,000円	700,000円	750,000円	750,000円	750,000円
事務費		・消耗品費 ・通信費 ・備品購入費 ・その他の経費	□	1,700,000円	1,700,000円	1,800,000円	1,800,000円	1,800,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円	5,400,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	斜線	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>	斜線					
施設使用料相当額			斜線	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				19,727,500円	19,733,000円	19,883,000円	19,903,000円	19,903,000円
			うち団体本部経費					

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	28,325,000円	28,325,000円	28,325,000円	28,325,000円	28,325,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	640,000円	650,000円	660,000円	660,000円	660,000円
事業費		・自主事業費	□	430,000円	430,000円	440,000円	440,000円	440,000円
事務費		・消耗品費 ・通信費 ・備品購入費 ・その他の経費	□	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円	1,400,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合に記載してください。>		-177,500円	-203,000円	-273,000円	-208,000円	-208,000円
合計				32,003,500円	31,988,000円	31,938,000円	32,003,000円	32,003,000円
			うち団体本部経費					

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
事業費	・自主事業費	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
事務費	・消耗品費 ・通信費 ・備品購入費 ・その他の経費	□	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合記載してください。>						
合計			5,610,000円	5,620,000円	5,620,000円	5,630,000円	5,630,000円
うち団体本部経費							

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	・介護予防講座経費	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費							

収支予算書
(横浜市洋光台地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
横浜市支払 想定額	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,727,500円	19,733,000円	19,883,000円	19,903,000円	19,903,000円	
		地域包括支援 センター運営事業	32,003,500円	31,988,000円	31,938,000円	32,003,000円	32,003,000円	
		生活支援 体制整備事業	5,610,000円	5,620,000円	5,620,000円	5,630,000円	5,630,000円	
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	
			57,495,000円	57,495,000円	57,595,000円	57,690,000円	57,690,000円	
収入	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	21,745,000円	21,745,000円	21,745,000円	21,750,000円	21,750,000円	
		居宅介護支援事業	19,500,000円	19,500,000円	19,500,000円	19,500,000円	19,500,000円	
		通所系 サービス事業	97,100,000円	97,100,000円	97,100,000円	97,000,000円	97,000,000円	
			138,345,000円	138,345,000円	138,345,000円	138,250,000円	138,250,000円	
		その他収入	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	
			196,340,000円	196,340,000円	196,440,000円	196,440,000円	196,440,000円	
支出	内訳	人件費	132,800,000円	132,800,000円	132,900,000円	132,900,000円	132,900,000円	
		事業費	9,231,000円	9,230,000円	9,230,000円	9,230,000円	9,230,000円	
		事務費	29,238,000円	29,240,000円	29,240,000円	29,240,000円	29,240,000円	
		管理費	23,053,000円	23,050,000円	23,050,000円	23,050,000円	23,050,000円	
		その他	2,018,000円	2,020,000円	2,020,000円	2,020,000円	2,020,000円	
			196,340,000円	196,340,000円	196,440,000円	196,440,000円	196,440,000円	
		うち団体本部経費						
収支			0円	0円	0円	0円	0円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市洋光台地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

①	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人	5.0000人
②	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
③	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人

①	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
②	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
③	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

1. ケアプラザ運営事業…正規雇用のコーディネーターのほかに円滑な事業運営のためにサブコーディネーター5名と非正規の事務員を配置します。
2. 地域包括支援センター事業…3職種(社会福祉士2名を含む4名)のほかに一般介護予防事業やその他自主事業等を円滑に運営するために正規、非正規の事務員を各1名配置します。